



樋口 範雄 教授
Professor Norio HIGUCHI

研究分野：英米法・信託法・医事法

研究内容：英米法、特にアメリカ法との比較を通じて日本法を問い直す作業を行ってきました。医療や生命倫理についても、制度は異なれ、人にとって普遍的な課題であり、それについていかに法が関与するか、関与すべきかを考えています。

1974年 東京大学法学部卒、同助手を経て
学習院大学法学部専任講師。同教授を経て
1992年から東京大学大学院法学政治学研究科教授。
厚労省終末期医療懇談会委員、総合科学技術会議生命倫理専門調査会委員など。

生命科学・生命倫理と法の介入

【はじめに】

2つの話題を提供する。1つは終末期医療、もう1つは再生医療。いずれも法との関わりが課題となる。

【終末期医療】

現在、少なからぬ医師が高齢になって口から食べ物を食べられなくなった患者について、家族に対し、こう聞くそうだ。

「胃ろうを設置しますか？ ただし、胃ろうをいったん設置したら外すことはできませんが。」

ほとんどの家族は初めての経験であり、それぞれの家族は戸惑い迷う。そもそも胃ろうなるものがどのようなものかもわからない人も多い。しかし、医師の方にも迷いがあり、本来、穏やかな死を迎えようとする患者やその家族に、このような突き放した言い方をしたいと考えているわけではないはずだ。しかし、法による規制（しかも殺人罪に問われるおそれ）があると考えている。患者や家族は、医師は患者ではなく法によって医療をしているのかと疑う。

これは、生命科学技術の進展で「日本の医療と法」が自ら抱え込んだ問題である。胃ろうを発明したアメリカでは問題となっていないのに。

【再生医療】

終末期医療に比べて再生医療には希望がありそうだ。生命科学としても最先端の技術を駆使して、だめになった臓器に代わるものを作り出そうというのであるから。だが、法的な関連でもいくつか疑問がある。

1) ES細胞研究に倫理的な課題があるという。アメリカでは妊娠中絶の当否が政治的な問題となって久しい。その中でこの問題も政治化した。だが、日本では実質的に一定期間なら（経済的理由で）中絶ができる。それを許しながら、他方でES細胞に倫理的課題があると強調するのはなぜか。

2) これらの問題を検討する専門調査会の委員には法律家が多い。アメリカの大統領委員会に比べても多いのはなぜだろうか。

3) アメリカにおける再生医療への批判者には、「再生医療への希望」のインフレ現象を批判するものがある。要するに、研究の現状としてはいまだ遠い道のりにあるものを、現在、難病に苦しむ患者に「希望」として提示することの倫理性が疑われるという。他方で、日本では、あまりに意味のない重い規制で科学者を縛っていないかという疑問もある。

これら容易に解決のできない課題の一端を紹介する。

図1 終末期医療のあり方

アメリカの医師国家試験より

Q

多くの病気を抱えたある高齢の患者が緊急入院し、集中治療室であたの手当を受けている。その患者は無酸素性脳症のためにすでに遷延性植物状態 (PGS < persistent vegetative state) にあり、今や敗血症、低血圧、消化管出血、呼吸不全で人工呼吸を必要とする段階にまで進んでいた。脳に重度のダメージがあり、回復は全く期待できない。腎不全は透析を必要とする程度まで進んでいたが、あなたは透析は意味がないと考えている。この場合、最も適切な処置は以下のうちのいずれか？

A

- a. 血液透析
- b. 腹膜透析
- c. 腎臓移植
- d. アルブミン投与
- e. 透析を行わないよう勧告する

図2 再生医療のイメージ

